休日保育のご案内

○実施保育園

◆湊町保育園

＜園ホームページ＞

＜所在地＞湊町１－１６－２３
＜連絡先＞０８０－３０８２－５０５９（受託事業者：株式会社アミー）
＜利用受付・問い合わせ時間＞
平日の９：００から１２：００、１３：００から１７：００まで
（１２月２９日から３１日及び1月２日、３日を除く）

◆アンデルセン第二保育園

＜園ホームページ＞

＜所在地＞習志野台５－４３－３
＜連絡先＞０４７－４６８－４６８４（アンデルセン第二 休日保育専用）
＜利用受付時間＞　随時（インターネット受付のため）
＜問い合わせ時間＞ 平日の１２：３０から１４：３０まで
（１２月２９日から３１日及び1月２日、３日を除く）

○休日保育とは

現在、保育園・認定こども園等を利用しているお子様を、平日だけでなく休日も保護者の方の就労等によりご家庭で保育できない場合、保育園でお預かりします。

次の１、２の両方に該当するお子様が対象になります。

１．市内の公立保育園・認可保育園・認定こども園・地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）を利用しているお子様
　または市内在住で市外の公立保育園・認可保育園・認定こども園・地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）を利用しているお子様
２．平日保育園等に通っているのと同じ理由により、休日においても家庭で保育することができないお子様

※認定こども園に在園しているお子様のうち、２号・３号認定を受けているお子様に限り、休日保育を利用できます。

○ご注意

・休日保育実施園以外の認可保育園・認定こども園等に在園しているお子様も、条件を満たしていれば利用できます。
・上記の条件を満たしていても、お子様の健康状況等から、休日保育実施園が受け入れを困難であると判断した場合にはお預かりできません。
・一時預かりとは異なりますので、お子様を家庭で保育できない理由が平日と休日で異なる場合には利用できません。
例）平日、保護者の就労が理由で保育園を利用しているが、休日に用事があって出かけるので保育園に預けたい。　→　利用できません。

○利用可能日

日曜日及び祝休日（１月１日から３日を除く）、年末（１２月２９日から３１日まで）

○利用時間

７時から１９時まで
※ただし、勤務時間や通勤時間等を考慮し、必要と認められる時間のみのご利用となります。
※上記時間を超える利用はできません。必ず１９時までにお迎えにきてください。

○昼食

給食の提供はありませんので、お弁当を持参してください。

○利用料

３歳未満児	１日　　２，７００円
３歳以上児	１日　　１，５００円

アンデルセン第二保育園…利用の当日に園にお支払いください。
湊町保育園…ご自宅宛に、１ヶ月間の利用回数に応じた金額を記載した納付書を送付いたしますので、期日までに所定の金融機関等の窓口にてお支払いください。

※年齢区分は、利用する年度の初日現在の満年齢です。年度の途中で誕生日を迎えても、年齢区分による利用料に変更はありません。
※交通機関の遅延等、やむを得ない理由で利用時間をこえた場合、休日保育実施園が定める延長料金を別途徴収します。詳細については休日保育実施園にお問い合わせください。
※実際に利用した時間が短くても上記の利用料となりますので、予めご了承ください。
※生活保護法による被保護世帯のお子様の利用料は無料です。アンデルセン第二保育園をご利用の場合は、「生活保護受給証明書」を利用日当日にお持ちください。
※上記利用料のほか、休日保育実施園の定める実費をいただく場合があります。詳細は休日保育実施園にお問い合わせください。

○利用の手続き

＜申し込み期間：利用希望日の前月１日～利用希望日の７日前まで＞

◆休日保育を初めてご利用される場合（新規登録の手続きが必要です）

湊町保育園	アンデルセン第二保育園
下記の必要書類を郵送でご提出ください。 郵送先〒１０５－０００１ 東京都港区虎ノ門５－１３－１虎ノ門４０ＭＴビル５階 株式会社アミー　船橋市休日保育受付担当者宛	下記ＵＲＬまたは二次元コードよりホームページにアクセスし、手続きを行ってください。 ※予約システムが開けない場合は、お問合せ時間内に実施園までお問い合わせください。 http://www.f-kyujitsu.jp/an2kyujituhoiku/

	※迷惑メール対策で、ドメイン指定をされている場合、メールが受信できないことがありますので、staff@f-kosodate.net からのメールを受信できるよう設定をお願いいたします。
＜必要書類＞ ・休日保育登録票 ・家族状況票（休日保育専用） ・児童の健康状況調書 ・休日保育事業の利用に関する確認書 ・利用理由を証明するもの 就労証明書（休日保育専用） ※事前に保護者の就労先で証明を受けてください。就労以外の理由で利用する場合は、証明するものとして診断書などが必要となります。なお、提出日から起算し、3カ月以内の証明書をご提出ください。 ・被保険者資格の確認書類（※） ・その他、休日保育実施園が必要と認める書類等	＜必要書類＞ ・母子健康手帳 ・被保険者資格の確認書類（※） ・休日保育登録票 ・家族状況票（休日保育専用） ・児童の健康状況調書 ・児童の在園確認書 ※事前に現在利用している保育施設で確認を受けてください。 ・利用理由を証明するもの 就労証明書（休日保育専用） ※事前に保護者の就労先で証明を受けてください。就労以外の理由で利用する場合は、証明するものとして診断書などが必要となります。なお、面接日から起算し、3カ月以内の証明書をお持ちください。 ・その他、休日保育実施園が必要と認める書類等
登録完了後、休日保育登録済証明書が発行されますので、なくさないように保管をしてください。	

※被保険者資格の確認書類

以下のいずれかの写しが必要となります。

【マイナンバーカードを取得しており、健康保険証利用登録を行っている方】

①マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」

②加入している健康保険組合から送られてきた「資格情報のお知らせ」

【マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方・マイナンバーカードを取得していない方】

①加入している健康保険組合から送られてきた「資格確認書」

○新規登録が完了している場合

湊町保育園	アンデルセン第二保育園
下記の番号宛に電話にてお申し込みください。 ※電話以外の方法での申し込みはできません。 ※登録が完了してからの受付となります。登録手続き中は、申し込みはできませんので、ご注意ください。 ０８０－３０８２－５０５９ （受託事業者：株式会社アミー）	下記ＵＲＬまたは二次元コードよりホームページにアクセスし、手続きを行ってください。 ※予約システムが開けない場合は、お問合せ時間内（平日の 12：30 から 14：30）に実施園までお問い合わせください。 http://www.f-kyujitsu.jp/an2kyujituhoiku/

○利用にあたって

１．アンデルセン第二保育園をご利用の場合、事前の面接は平日に行います。面接の際はお子様を同伴してください。
　また、児童の在園確認書は面接時及び毎月初めの利用日にご提出ください。提出がない場合は、利用をお断りすることがあります。
２．休日保育には専用の就労証明書があります。認可保育園等の申請用の就労証明書は使えませんので、ご注意ください。
　新年度に入った時と就労先が変わった時は、就労証明書を再度提出していただきます。
３．持ち物その他については、休日保育実施園により異なりますので、各休日保育実施園にお問い合わせください。
４．連絡なくキャンセルされるなど、休日保育実施園の基本的なルールに従っていただけない場合、次回からのご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。
５．入園直後は、保育園での生活に慣れていないため、入園した月の２０日以降からのご利用となります。
６．平日の保育園・認定こども園への通園に引き続き、長期間連続しての利用はお子様への負担が大きくなりますので、休日保育のご利用の際にはご注意ください。
７．１９時を過ぎて利用することは原則として認められませんので、必ず１９時までにお迎えにきてください。
８．台風や大雨発生等の自然災害の状況を踏まえ、自然災害の発生が予想される場合は、臨時休園となる場合があります。
９．利用中にお子様がケガ等をした際は、保護者の方にご連絡をする場合があります。利用当日に受診が必要な場合がありますので、健康保険証（マイナ保険証、有効期限内の健康保険証、資格確認書等保険の加入状況を証するもののいずれかで可）の原本を携帯してください。

○お問い合わせ

（休日保育事業について）
　船橋市　地域子育て部　保育入園課（電話：０４７－４３６－２３２９）
（湊町保育園の休日保育の利用について）
　船橋市　地域子育て部　保育運営課（電話：０４７－４３６－２５００）